

勤勉手当の支給月数について

1 支給月数（市長部局のうち、校園を除く）

○令和6年12月期

ア 再任用職員及び会計年度任用職員以外の職員

(原資) 1.075月

相対区分	技能労務職以外	技能労務職
	行政職 1～5級相当	1～3級
第1区分	1.163	1.199
第2区分	1.132	1.156
第3区分	1.088	1.094
第4区分	1.013	1.013
第5区分	C 0.963	0.963
	D 0.925	0.925

イ 再任用職員

(原資) 0.5125月

相対区分	技能労務職以外	技能労務職
	行政職 1～5級相当	1～3級
第1区分	0.5165	0.5165
第2区分	0.5145	0.5145
第3区分	0.5125	0.5125
第4区分	0.4855	0.4855
第5区分	C 0.4715	0.4715
	D 0.4635	0.4635

ウ 会計年度任用職員

(原資) 1.075月

	支給月数
課長代理級相当以下	1.075

・令和6年度に限り、評価対象期間における懲戒処分等の反映は行わない。

2 勤勉手当の支給総額を超える場合の調整

上記の支給月数で支給する場合の勤勉手当支給額の総額が、条例により定められている勤勉手当の支給総額（支給対象職員の勤勉手当基礎額に扶養手当及びこれに対する地域手当を加算した額に対し、原資月数を乗じて得た額の総額）を超える場合は、超えないよう月数を調整する。

3 その他

原資月数の改定等がある場合は、支給月数を再計算する。